

周防大島町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日
周防大島町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

周防大島町は、海岸部に狭隘な丘陵地が広がる程度で全般的に山岳起伏の傾斜地が占めている。地形を活かしてみかん畑が造成され、農業経営体の9割が柑橘生産に取り組んでいるが、農業従事者の高齢化や後継者不足から、特に山間部や急傾斜地の園地において遊休化、荒廃化が進行している。

このため、遊休農地の発生防止と解消に努め、柑橘の一大産地を守るためには、組織の横断的な連携により、新たな担い手の確保・参入と効率的な農業経営を展開する必要がある。

現在、担い手対策として、2017年10月に農協が設立した農地所有適格法人を持続可能な経営体の牽引役とするとともに、山口県柳井農林水産事務所、山口県柑きつ振興センター等と連携して、周防大島担い手支援センターが行う営農塾及び帰農塾等を通じて、UIJターンや退職帰農による就農希望者を担い手として育成するとともに、受け入れ体制や営農指導體制の充実を図っているところである。

併せて、農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、町が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組むこととしている。

以上のような観点から、周防大島町農業委員会（以下「本会」という。）において、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が取り組む具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山口県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する周防大島町の農業

経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和5年3月1日付け4経営第2765号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,630 ha	91 ha	5.6%
3年後の目標 (令和8年3月)	1,492 ha	48 ha	3.2%
目 標 (令和15年3月)	1,170 ha	0 ha	0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な取り組み方法

ア 農地の利用状況調査、利用意向調査の実施。

(ア) 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施については協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（令和4年7月5日付け4経営第1016号農林水産省経営局長通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	1,630 ha	172 ha	10.6 %
3年後の目標 (令和8年3月)	1,492 ha	1,044 ha	70 %
目 標 (令和15年3月)	1,170ha	819 ha	70 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者
現 状 (令和5年3月)	1,018 戸 (93 戸)	23 経営体	8 経営体	37 経営体
3年後の目標 (令和8年3月)	753 戸 (71 戸)	13 経営体	8 経営体	39 経営体
目 標 (令和15年3月)	577 戸 (56 戸)	10 経営体	8 経営体	31 経営体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成見直しについて

本会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農地中間管理機構等との連携について

本会は、町、中間管理機構、農協等と連携し、

(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等

についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し。農地中間管理の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の設定を支援する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く農地の受け手が少ない又は受け手がいない地域では、集落営農の組織化・法人化、及び新規就農の受け入れを支援するなど、地域の農地の利用状況に応じた取組を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度の活用を検討する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による農地利用の最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） 新規参入者取得面積	新規参入者数（法人） 新規参入者取得面積
現 状 (令和5年3月)	21 人 8.1 ha	0 法人 (0ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	24 人 9.2 ha	1 法人 (5ha)
目 標 (令和15年3月)	30 人 11.5 ha	2 法人 (10ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

山口県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

イ 新規就農フェア等への参加について

町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

ウ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

エ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくために、本会は次の役割を担っていく。

- ア 日常的な声かけ等による意向把握
- イ 農家への声掛け等による意向把握
- ウ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用の調整やマッチング
- エ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- オ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力